

東京都の最低賃金

区分	最低賃金の名称	時間額	効力発生日
地域別	東京都 最低賃金	907円	27. 10. 1

*東京都全域の事業場で働くすべての労働者(年齢に関係なく、アルバイト等を含む)に適用されます。

特定(産業別)最低賃金	鉄 鋼 業	<p>特定(産業別)最低賃金とは、関係労使が基幹的労働者として地域別最低賃金より高い水準を定めることが必要と認めるものについて設定されるもので、東京では左欄の6業種の特定(産業別)最低賃金が定められています。</p> <p>平成27年度は特定(産業別)最低賃金の改正が行われなかったため、この6業種を含め全業種に上欄の東京都最低賃金(時間額907円)が適用されます。</p>
	はん用機械器具、生産用機械器具製造業	
	業務用機械器具、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業	
	自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、航空機・同附属品製造業	
	出 版 業	
各 種 商 品 小 売 業		